

認定個人情報保護団体の認定について

令和 4 年 7 月 15 日に一般社団法人遺伝情報取扱協会から個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項及び第 2 項に規定する認定個人情報保護団体（特定分野型認定団体）の認定に係る申請がなされた。

同申請について、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続き（令和 3 年 8 月制定）に基づき審査した結果（別添 1 及び 2）、法第 49 条各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定のうえ、公示することとしたい。

記

1 申請団体の概要

(1) 名称

一般社団法人 遺伝情報取扱協会

(2) 所在地

東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号恵比寿ガーデンプレイスタワー 26 階

(3) 代表者

代表理事 別所直哉

(4) 団体の目的

広く一般市民、個人遺伝情報取扱事業及び各種団体に対して、個人遺伝情報の厳格な保護と適切な利用に関する事業を行い、業界の発展に寄与することにより、健康で豊かな社会に貢献することを目的とする。

(5) 会員数（令和 4 年 6 月 1 日現在）：12 社

(6) 対象事業者（申請時点で同意している者）：8 社

2 認定通知文書（別添 3）

申請団体に対し、法第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき認定する旨を通知する。

3 登録免許税納付通知書（別添 4）

申請団体に対し、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 2 条に基づき認定個人情報保護団体に課される登録免許税について、同法第 24 条第 2 項に基づき納付の期限及び書類を定め、通知する。

以上

認定個人情報保護団体の申請書及び添付書類一覧

一般社団法人遺伝情報取扱協会

提出しなければならない書類	提出された書類
<p>○政令第14条第1項 次に掲げる事項を記載した申請書</p> <p>(1) 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名</p> <p>(2) 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地</p> <p>(3) 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む）</p> <p>(4) 法第47条第2項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲</p>	<p>・ 認定個人情報保護団体認定申請書</p>
<p>○政令第14条第2項第1号 定款、寄附行為その他の基本約款</p>	<p>・ 一般社団法人遺伝情報取扱協会 定款</p>
<p>○政令第14条第2項第2号 認定を受けようとする者が法第48条各号の規定に該当しないことを誓約する書面</p>	<p>・ 認定を受けようとする者が法第48条各号の規定に該当しないことを誓約する書面（別紙1）</p>
<p>○政令第14条第2項第3号 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類</p>	<p>・ 一般社団法人遺伝情報取扱協会概要 ・ 認定個人情報保護団体 運営規定</p>
<p>○政令第14条第2項第4号 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類</p>	<p>・ 一般社団法人遺伝情報取扱協会組織図、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類</p>
<p>○政令第14条第2項第5号 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p>	<p>・ 第4期決算報告書（2021年4月1日～2022年3月31日）</p>
<p>○政令第14条第2項第6号 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類</p>	<p>・ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類</p>

提出しなければならない書類	提出された書類
<p>○政令第 14 条第 2 項第 7 号 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者の名称及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
<p>○政令第 14 条第 2 項第 8 号 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人遺伝情報取扱協会の活動について ・ 令和 3 年度遺伝情報適正取扱認定制度募集要項
<p>○政令第 14 条第 2 項第 9 号 その他参考となる事項を記載した書類</p>	

認定個人情報保護団体の認定の審査結果

一般社団法人遺伝情報取扱協会

認定の基準		事由
一 法第49条第1号関係		
イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定において認定業務を行う組織及び運営について規定されている。
(1) 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第7条(責務)において規定されている。
(2) 認定業務の実施状況について、少なくとも、年1回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第21条(個人情報保護委員会への報告)において規定されている。
ロ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。	/	
(1) 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第7条(責務)および第12条(苦情処理)において規定されている。
(2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第12条(苦情処理)において規定されている。
(3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第12条(苦情処理)において規定されている。
ハ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。	/	
(1) 情報の提供の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第10条(対象事業者に対する情報の提供及び研修)において規定されている。
(2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第10条(対象事業者に対する情報の提供及び研修)において規定されており、ま

認定の基準		事由
と。		た、一般社団法人遺伝情報取扱協会組織図、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類において認められる。
二 法第 47 条第 1 項各号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。		
(1) 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第 13 条（対象事業者への指導、勧告等）において規定されている。
(2) 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供業務について、適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められていること	適合	認定個人情報保護団体運営規定第 10 条（対象事業者に対する情報の提供及び研修）において規定されている。
(3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第 5 条（業務）において規定されている。
(4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること	適合	認定個人情報保護団体運営規定第 6 条（実施体制）において規定されており、また、一般社団法人遺伝情報取扱協会組織図、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類において認められる。
(5) 法第 47 条第 2 項によって、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定する認定にあっては、その認定に係る業務の範囲が明示されていること	適合	認定個人情報保護団体運営規定第 3 条（業務の範囲）において規定されている。
二 法第 49 条第 2 号関係		
イ 認定業務を適正かつ確実にを行うための組織が存在すること。	適合	認定個人情報保護団体運営規定第 6 条（実施体制）において規定されており、また、一般社団法人遺伝情報取扱協会組織図、役員及び従業者の氏名、

認定の基準		事由
		役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類において認められる。
ロ 認定業務を適正かつ確実にを行うために必要かつ適切な人員等を整備していること。	適合	一般社団法人遺伝情報取扱協会組織図、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類において認められる。
ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。	適合	2022-2024 収支見込書において、認定事業を実施する今後3年程度における収支の見込みが堅実に見積もられたものと認められることから、認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であると認められる。
ニ 債務超過の状態にないこと。	適合	第4期決算報告書によれば、債務超過の状態にない。
三 法第47条第3号関係 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。	適合	認定申請に係る業務以外にも、第三者として、情報適正取扱認定制度の審査を行い、企業が遵守すべき自主基準を遵守し、健全・適正に遺伝子検査サービスの提供がなされているかを審査・認定しているが、それらによって、認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがない。

個情第 号
令和4年●月●日

一般社団法人 遺伝情報取扱協会
代表理事 別所 直哉 殿

個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子

認定個人情報保護団体の認定について

令和4年●月●日付で申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項及び第2項の規定に基づき、令和4年●月●日付で認定する。

個情第 号
令和4年●月●日

登録免許税納付通知書

一般社団法人 遺伝情報取扱協会
代表理事 別所 直哉 殿

個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子

このたび、貴団体を個人情報の保護に関する法律第47条第1項および第2項の規定に基づき、認定個人情報保護団体に認定をしたので、登録免許税法第2条、第3条及び第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税を納付期限までに納付し、領収証書を別添<添付略>「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当委員会に提出してください。

なお、納付期限を経過した場合は、国税通則法第60条第1項の規定により延滞税が加算されます。

記

- 登録免許税の額 9万円
- 納付すべき場所 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む））又は麴町税務署
- 納付期限 令和4年●月●日
（登録免許税領収証書届出書提出期限）